

# 川越市教育大綱（案）

平成 28 年〇月

川越市

## ○策定にあたって

写真

本市には先人から受け継いできた歴史や文化があります。また、江戸文化の薫りが色濃く残る中心市街地を取り囲む豊かな田園風景、武蔵野の面影を残す雑木林、活気のある商業地や工業団地、そして多くの人が住む住宅地などさまざまな顔を持っています。この川越に住み、未来を担う子どもたちが、地域で見守られ、人とのつながりを感じながら、安心して育てたい、そして、変化の激しい社会の中で、人と協調しながら自らの意思で道を切り開いていく力を身に付けて欲しいと願っています。

平成27年4月に教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。本市でもこの法改正を受け、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して進めていくため、平成27年度に川越市総合教育会議を設置いたしました。

また、この法改正により、首長は地域の実情に応じ、教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされたことを受け、川越市総合教育会議での協議を経て、この度川越市教育大綱を策定いたしました。

今後も市民一人ひとりが生涯にわたって学びを深められる社会の実現を目指すとともに、子どもたちが地域社会の中で生まれ、たくましく生き抜いていく力を身に付けられるよう、教育委員会と連携し川越市の教育を推進してまいります。

川越市長 川合善明

## ○策定の趣旨

平成27年4月に教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化などを図ることを目的として施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするものとされました。また、大綱の策定、変更には総合教育会議において協議するものとされています。この法改正を受け、本市では川越市総合教育会議での協議を経て、川越市教育大綱を策定いたします。

## ○策定の経緯

川越市教育委員会では、平成23年度に更なる教育の充実を目指し、川越市教育振興基本計画を策定し、教育施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。また、引き続き平成28年度から平成32年度を計画期間とする、第二次川越市教育振興基本計画の検討を進めてまいりました。第二次川越市教育振興基本計画は、地域の実情に応じた教育の振興に関する計画として策定されたものであり、市の最上位の計画である第四次川越市総合計画や他の個別計画との整合性が図られていることなどから、この基本計画の基本理念及び3つの目標を川越市教育大綱とすることといたしました。

## ○期間

この大綱の期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## ○基本理念

生きる力と学びを育む川越市の教育

## ○3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

### 1 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、

生涯にわたり自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者とのかかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが重要です。

そこで、本市では「志を高くもち、自ら学び考え、行動する子ども」の育成を目指し、教育委員会と学校がさまざまな取組を計画的・継続的に進めていきます。

そのために、「何を教えるのか」という視点に加え、「どのように学ぶか」という視点も重視し、新たな形態の学習指導の推進を図るとともに、学習環境の整備・充実を進めることで子どもたちの確かな学びを保障していきます。

また、学校内外において、家庭・地域社会と連携し、さまざまな体験が得られる機会を充実させ、自己肯定感や社会性・規範意識を醸成し、子どもたち自身の志や意欲を高める教育を推進します。

## 2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと、大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。

また、基本的人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者の養成を通して、人権教育を推進します。

## 3 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。

また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づくまちであり、この伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。

さらに、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。

## ○大綱の推進と進行管理

第二次川越市教育振興基本計画に定められた5つの方向性に沿って、関連する個別計画と連携を図りながら具体的に施策を推進していきます。また、本基本計画の進捗については、川越市総合教育会議においても随時、確認していきます。